１．⑶②ロ㈠イ）及びロ）のうち、

「平成26年４月１日から平成29年３月31日までの間（東日本高速道路株式会社が別に定める日から平成29年３月31日までの間は、ＥＴＣ２．０車に限る。）」を「平成26年４月１日から平成30年３月31日までの間（平成29年１月１日から平成30年３月31日までの間は、ＥＴＣ２．０車に限る。）」に改める。

１．⑶②ロ㈠ロ）のうち、

「平成28年４月１日から平成29年３月31日まで」を「平成28年４月１日から平成30年３月31日まで」に改める。

１．⑶⑦イのうち、

「

(D)
(A)に掲げる道路、(B)に掲げる区間、(C)に掲げる道路の順に連続して通行する場合は、(A)に掲げる道路と(B)に掲げる区間を１時間以内に通行し、(B)に掲げる区間と(C)に掲げる道路を２時間以内に通行するものとする。
(C)に掲げる道路、(B)に掲げる区間、(A)に掲げる道路の順に連続して通行する場合は、(C)に掲げる道路と(B)に掲げる区間を１時間以内に通行し、(B)に掲げる区間と(A)に掲げる道路を２時間以内に通行するものとする。

」を

「

(D)
(A)に掲げる道路、(B)に掲げる区間、(C)に掲げる道路の順に連続して通行する場合は、(A)に掲げる道路と(B)に掲げる区間を１時間以内に通行し、(B)に掲げる区間と(C)に掲げる道路を１時間以内に通行するものとする。
(C)に掲げる道路、(B)に掲げる区間、(A)に掲げる道路の順に連続して通行する場合は、(C)に掲げる道路と(B)に掲げる区間を１時間以内に通行し、(B)に掲げる区間と(A)に掲げる道路を１時間以内に通行するものとする。

」に改める。

１．⑵④イ㈡のうち(C)及び１．⑶⑦イのうち(D)に係る変更については、平成29年１月11日から適用する。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第27号

中日本高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」(以下「料金公告」という。)を平成29年１月１日から下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

平成28年12月28日　　中日本高速道路株式会社
代表取締役社長　宮池　克人

料金公告の変更

別紙３中、１．⑴①ロ㈠のうち、

「

高谷
京葉ジャンクション
市川南

」を

「

市川南
京葉ジャンクション
市川中央

」に改める。

別紙３中、１．⑴①ロ㈠イ）のうち、

「

市川南	京葉ジャンクション	高谷

」を

「

市川中央	京葉ジャンクション	市川南

」に改める。

別紙３中、１．⑵②ロ㈠イ）のうち、「中日本高速道路株式会社が別に定める日」を「平成29年１月１日」に改める。

別紙３中、１．⑵②ロ㈠イ）及びロ）のうち、「平成29年３月31日まで」を「平成30年３月31日まで」に改める。

別紙３中、「・八王子西スマート」を削除する。

別紙３中、２．のうち、「平成72年５月３日」を「平成72年３月８日」に改める。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成28年12月28日　　西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

１．［２］⑴⑤ロ㈠を削る。

１．［２］⑵②ロ㈠のうち、「平成29年３月31日」を「平成30年３月31日」、「西日本高速道路株式会社が別に定める日」を「平成29年１月１日」に改める。

１．［２］⑵⑳のうち、㈠及び㈡を削り、㈢を㈠、㈣を㈡、㈤を㈢に改める。

１．［３］のうち、「平成72年５月３日」を「平成72年３月８日」に改める。

本州四国連絡高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

本州四国連絡高速道路株式会社公告平成28年第８号

本州四国連絡高速道路株式会社が平成18年３月31日に公告した「料金の額及び徴収期間」の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき公告します。

平成28年12月28日　　本州四国連絡高速道路株式会社
代表取締役社長　三原　修二

記

３中「平成72年５月３日」を「平成72年３月８日」に改める。